

## I 発症予防

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。  
また、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化します。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び医療・相談の現場と連携した周知を図ります。

## 1 予防教育・普及啓発

### (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- また、ギャンブル等による問題が生じて、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- 本県や名古屋市においては、第2期県計画に示したとおり、啓発資料の配布やSNS等を活用した普及啓発に取り組み、依存症の正しい理解の促進や相談窓口の周知を推進しました。

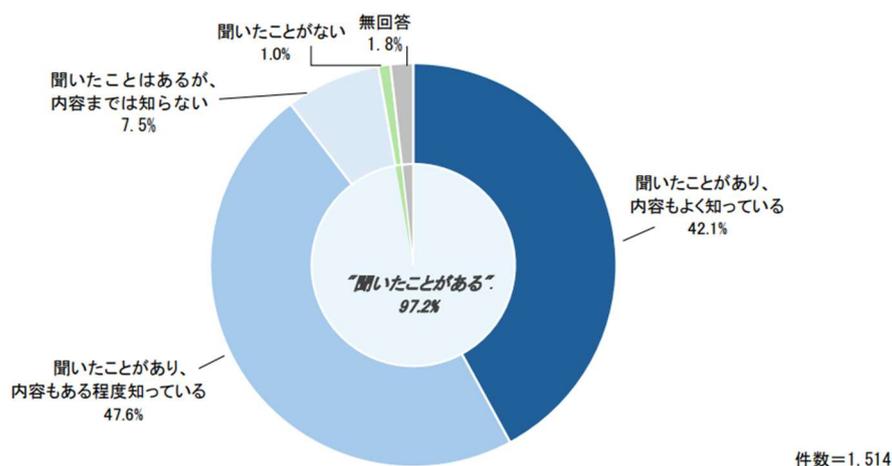
#### ◇ギャンブル等依存症啓発動画【保健医療局】



- 一方で、2024年度県政世論調査によれば、ギャンブル等依存症を「聞いたことがある」とした回答は97.2%でしたが、基本法に定めるギャンブル等依存症問題啓発週間[毎年5月14日から同月20日まで](以下「啓発週間」という。)を「知らない」とした回答は95.2%でした。

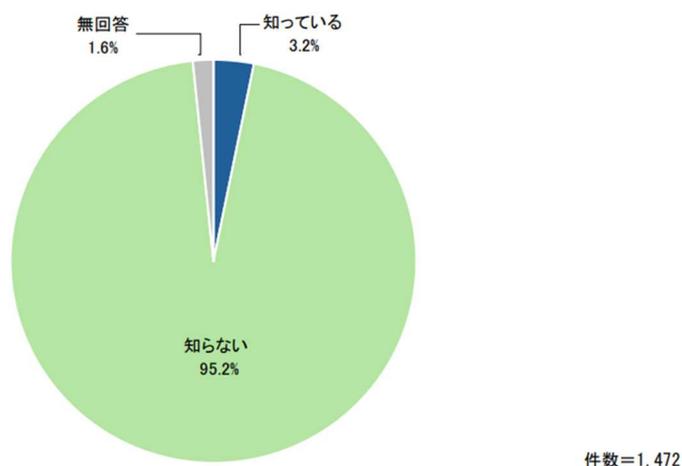
### ◇2024年度県政世論調査結果（抜粋）

問40 「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態を言います。あなたは、「ギャンブル等依存症」という言葉を聞いたことがありますか。【〇は1つ】



問42 《問40で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。》

ギャンブル等依存症対策基本法により、毎年5月14日から20日までの1週間は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」と定められています。あなたは、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」を知っていますか。【〇は1つ】



- また、2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されています。
- これらを踏まえて、県民がギャンブル等依存症に関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を一層推進する必要があります。

## ＜今後の取組＞

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や相談窓口に関する啓発資材を県内関係事業者及び保健所の相談窓口等で配布するほか、若年者へ向けた普及啓発の強化のため、動画やSNSを始めとした多様な広報媒体の効果的な活用による普及啓発に取り組みます。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 啓発週間等において、県民の間にギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、街頭や大規模店舗等で啓発資材を配布するイベントなどによる普及啓発に取り組みます。  
〔保健医療局〕
- 依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての情報発信を、ウェブサイトを活用して行うとともに、依存症に関するポータルサイトを開設します。  
〔保健医療局〕
- さらに、上記に関する取組を関係局と連携のうえ、ウェブサイトや広報誌等の活用により情報発信します。  
〔保健医療局〕

## (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

### <現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、第2期県計画に示したとおり、注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を活用した取組などを推進し、ギャンブル等依存症の発症予防に関する普及啓発を着実に実施しています。
- また、県内公営競技施行者の広告・宣伝については、2022年3月に全国的な指針として策定・公表された全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」(2026年1月一部改訂)が遵守されています。更に、中京競馬場に関する広告・宣伝については、2022年7月に日本中央競馬会(JRA)独自の広告・宣伝指針として策定・公表された「日本中央競馬会広告・宣伝指針」(2026年2月一部改訂)に則しています。
- 県内ぱちんこ営業者の広告・宣伝についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)による基準に加え、2023年2月からは遊技業関係団体による全国的な指針として制定された「広告宣伝ガイドライン」(2025年5月一部改訂)に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 引き続き、県内関係事業者においては、ギャンブル等依存症に関する普及啓発にしっかりと取り組みつつ、過度に射幸心をあおることのないよう適切な広告・宣伝を行う必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づき、営業所周辺の広告・宣伝に関して、適切な指導を行っています。
- 県内関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。

### ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスターや出走表等に掲載するほか、場内モニター放映や場内放送により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝馬投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び名古屋けいばWEBページにより周知するほか、愛知県が作成した啓発資材の設置及び配布を実施
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○JRA 中京競馬場における取組

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）や競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）等に掲載
- ・注意喚起標語ステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を勝馬投票券発売機に掲示
- ・啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び場内モニターにより告知
- ・啓発週間を中心に、SNS等を活用して若年者へ向けた啓発活動を実施
- ・広告・宣伝について、「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に基づき、勝馬投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

啓発ポスターの掲示〔愛知県競馬組合〕



場内モニターを用いた啓発動画等の放映〔ポートレース蒲郡〕



### ○名古屋競輪場における取組

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」をポスターに掲載するほか、ウェブサイトや場内放送等により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝者投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間においてウェブサイトを活用して周知を行うとともに、ポスターの場内掲示や啓発チラシの設置及び配布を実施するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○豊橋競輪場における取組

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」をポスターに掲載するほか、ウェブサイトや場内放送等により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝者投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間においてウェブサイトを活用して周知を行うとともに、ポスターの場内掲示や啓発チラシの設置及び配布を実施するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### 場内モニターを用いた啓発動画の放映〔名古屋競輪場〕



### 発売機等への啓発ステッカーの掲示〔名古屋競輪場〕

**車券の購入は20歳になってから。**  
**競輪は適度に楽しみましょう。**

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問合せください。  
専門スタッフ(臨床心理士)によるカウンセリングを行っております。

競輪とオートレースの売上の一部は、機械工業の振興や社会福祉等に役立てられています。

**公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター**  
**☎0120-321-153**  
予約受付時間：平日9:00～17:00 (ご利用になる場合は、ご予約をお願いします。)

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」をテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等で周知、ウェブサイトに掲載、ぱちんこ営業所内で掲示
- ・風営適正化法に基づく、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止及び「広告宣伝ガイドライン」に基づき、広告宣伝の健全化を推進
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布

共通標語を用いた啓発〔愛知県遊技業協同組合〕



<今後の取組>

- 県内関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組みます。
- 県内関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう取り組みます。
- 風営適正化法に基づき、県内ぱちんこ営業者に対し、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。  
〔警察本部〕

### (3) 消費者向けの総合的な情報提供

#### <現状及び課題>

- 本県においては、消費者庁による「ギャンブル等依存症問題啓発ポスター」の活用などを推進し、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供を着実に実施しています。
- 2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されていることも踏まえ、引き続き、消費者に対して、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発の情報提供を適切に行う必要があります。

#### <今後の取組>

- 消費者庁による「ギャンブル等依存症問題啓発ポスター」について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ掲示するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。  
【県民文化局】
- 消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報「あいち暮らしっく」など、多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。  
【県民文化局】
- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、県公式SNSや消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。  
【県民文化局】

## (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

### <現状及び課題>

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、消費者庁による啓発資料の活用などを推進し、ギャンブル等依存症に係る地域及び青少年等に対する普及啓発を着実に実施しています。
- 2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されていることも踏まえ、引き続き、地域における普及啓発の支援や青少年等に対する普及啓発にしっかりと取り組む必要があります。

### <今後の取組>

- 消費者庁等が作成する消費者向けの啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。  
〔県民文化局〕
- また、関係局等の取組について、県公式SNSや消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを活用し、啓発週間等における情報発信に努めます。  
〔県民文化局〕

### ◇啓発用資料（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・金融庁 2022）

- 県立の各大学において、新入生への啓発資料の配布、学内の情報配信サイトや啓発ポスターの掲示による周知を行うほか、ギャンブル等依存症についての啓発講座を、学生・教職員対象に開催します。  
〔県民文化局〕
- 県内の大学及び専門学校に対して、愛知学長懇話会等の機会を活用するなどにより、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知し、活用を促します。  
〔保健医療局・県民文化局〕

## (5) 学校教育における指導

### <現状及び課題>

- 2022年度入学生より年次進行で実施している高等学校学習指導要領(2018年3月公示。以下「学習指導要領」という。)においては、保健体育科の指導内容として新たに精神疾患が取り上げられ、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことについても触れられています。
- また、学校教育においてギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」が作成されています。
- 本県においては、第2期県計画のとおり、様々な研修の機会において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成を着実に推進しています。
- 引き続き、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用し、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成などに努める必要があります。

### <今後の取組>

- 学習指導要領の円滑な実施に向けて、学習指導要領の内容に関する研修や、新任教員や中堅教員向けの階層別研修を始め、さまざまな研修において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成に努めます。  
〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用します。  
〔教育委員会〕
- 民間団体や関係局などとの連携により、学校の教育活動においてギャンブル等依存症の当事者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組について、県立高等学校及び特別支援学校へ周知します。  
〔教育委員会〕
- 民間団体などが行う、ギャンブル等依存症の当事者の体験談を話す取組について、私立高等学校及び私立専修学校へ周知します。  
〔県民文化局〕

## (6) 金融経済教育における啓発

### <現状及び課題>

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、愛知県金融広報委員会と連携した金融知識の普及啓発等や県立高等学校における実践的な消費者教育により、金融リテラシー向上に関する取組を推進しています。  
引き続き、金融リテラシー向上の取組を通じて、しっかりとギャンブル等依存症に関する啓発を行う必要があります。

### <今後の取組>

- 愛知県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行います。  
〔県民文化局〕
- 多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内の県立高等学校及び特別支援学校において実施し、その効果的な実施のため、学校等に対する外部講師の派遣等を行います。  
〔県民文化局〕

## 2 関係事業者におけるアクセス制限等

### (1) 本人・家族申告によるアクセス制限

#### <現状及び課題>

- 県内公営競技施行者においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者等が勝馬・勝舟・勝者投票券購入をやめることを望む場合またはその家族がこれらの投票券購入をやめさせることを望む場合に、公営競技場への入場等を制限するアクセス制限を着実に実施しています。
- その一方で、コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行しており、2025年基本計画では、医療・相談の現場と連携したアクセス制限制度等の積極的な紹介等、効果的な周知に取り組む必要性が示されています。
- これらを踏まえて、県内公営競技施行者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度の運用及び周知に取り組む必要があります。
- 県内ぱちんこ営業者においては、第2期県計画に示したとおり、自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムを実施しており、プログラムの導入が進んでいます。  
引き続き、県内ぱちんこ営業者は、両プログラムを積極的に導入していく必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習で、本人・家族申告によるアクセス制限等の施策を含む依存症対策の取組の重要性について指導しています。
- 県内関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

## ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び顔認証システムの活用等による確実な実施
- ・入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底
- ・名古屋競馬ウェブサイトにて、入場制限制度に関する案内を掲載するとともに、名古屋競馬関連施設への入場制限様式を掲載

### 〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：2件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

## ○JRA 中京競馬場における取組

- ・JRA 本部が定める手続きに沿った、本人・家族申請に基づく入場制限制度の運用及び確実な実施
- ・本人申告による入場制限制度の申請書様式について J R A ウェブサイトに掲載

### 〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：3件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

## ウェブサイトによる制度案内〔愛知県競馬組合〕

The screenshot shows the Nagoya Jockey Club website with a navigation menu and a section titled "競馬場等への入場制限" (Entry Restrictions for Racing Venues). The page is divided into two main parts: "本人申請による入場制限" (Entry Restrictions by Individual Application) and "家族申請による入場制限" (Entry Restrictions by Family Application). The "本人申請" section includes a table with columns for "申請方法" (Application Method) and "入場制限事由" (Reason for Entry Restriction). The "家族申請" section includes a table with columns for "入場制限事由" (Reason for Entry Restriction) and "申請方法等" (Application Method, etc.). At the bottom, there is a section titled "その他ギャンブル依存症に関するお問合せ" (Other Inquiries Regarding Gambling Addiction) with a table containing contact information such as phone number, responsible department, and business hours.

本人申請による入場制限	
入場制限を希望されるご本人様の申請に基づき、名古屋競馬場及び場外発売所への入場を制限させていただきます。	
申請方法	入場制限を希望されるご本人様が、名古屋競馬場又は場外発売所へご来場のうえ、所定の手続きを行ってください。 <a href="#">入場制限申告書（本人用）</a>

家族申請による入場制限	
入場制限の対象となる方のご家族からの申請に基づき、名古屋競馬場及び場外発売所への入場を制限させていただきます。	
入場制限事由	①医師からギャンブル依存症の診断を受けている場合 ②競馬投票券の購入金額に照らして、本人と家族の生活維持に重大な影響を及ぼしていると認められる場合
申請方法等	下記窓口までお問い合わせください。

その他ギャンブル依存症に関するお問合せ	
電話番号	0570-007-221
担当部署	愛知県競馬組合 総務広報課 総務係
営業時間	10:00～17:00（月曜日～金曜日 但し、祝休日、年末年始を除く）

### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施。また、顔認証システム導入についての検討。

- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施。また、顔認証システム導入についての検討。

- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

### ○名古屋競輪場における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施

- ・本人申告または家族申告による入場制限ができる旨を案内窓口やウェブサイト等で周知

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

### ○豊橋競輪場における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施

- ・本人申告または家族申告による入場制限ができる旨を案内窓口やウェブサイト等で周知

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

### ポスターによる制度案内〔ボートレース蒲郡・名古屋競輪場〕



**BOAT RACE**

## ボートレースを、より一層 お楽しみいただくために。

いつもボートレースを応援いただき、ありがとうございます。  
ボートレースは自分の考えで楽しめる健全な知的ゲームです。  
安心して快適にお楽しみいただくために、以下にご注意ください。

- 1.舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。
- 2.無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。
- 3.悪質な有料情報サイトが増えていますのでご注意ください。

ボートレースの売上の一部は、日本財団及び地方公共団体をを通じて、社会貢献活動に役立てられています。

**舟券の購入にのめりこむ等、不安のある方はこちら**

サポートコール **0120-683-705** 通話料・相談料無料  
年中無休・24時間受付  
一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター

当場での相談窓口はこちら  
本場 1F 東投票所付近 ギャンブル依存症相談室  
※ご相談を希望される方は本場1F 総合案内まで  
お申し出ください

ボートレース場・チケットショップへの入場制限、  
ネット投票の利用停止、限度額設定などの  
詳細はこちら（ご家族からの申請を含む）  
<https://www.motorboatrace-association.jp/info/included02.html>

ご自身の現在の状況をお知りになりたい方はこちら  
ギャンブル依存症セルフチェック  
<https://gamble-anonkan.com/>



**KEIRIN**

## 大切なあなただから

### 競輪をお楽しみいただくために

車券の購入は**20歳**になってから。  
20歳未満の方は、自転車競技法により、車券を購入し、又は譲り受けることはできません。  
競輪は**適度**に楽しみましょう。  
車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は下記までお問合せください。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方へ

公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター  
専門スタッフ（臨床心理士）によるカウンセリングを行っています。

【電話カウンセリング】  
**0120-321-153**  
（9時～21時）※土曜・日曜・祭日も受付  
予約受付時間：平日9:00～17:00 ※土曜・日曜・祭日も受付

【メールカウンセリング】  
<https://ims-soudan.com/gamble/>  
受付から返信3営業日以内に返信いたします。

ご本人やそのご家族からの申請により、  
競輪場・場外車券売場への入場を制限することや、  
インターネット投票の利用を制限することもできます。

【競輪場・場外車券売場への入場制限】  
各競輪場・場外車券売場のインフォメーションコーナー等へお申し出ください。  
【インターネット投票の利用の制限】  
各競輪場・場外車券売場のインフォメーションコーナー等へお申し出ください。

サイマルテレビセンター 電話：0570-01-3196 ※までご連絡ください。  
受付時間：平日9:00～17:00  
フィールドセンター 電話：0570-01-3196 ※までご連絡ください。  
受付時間：平日9:00～17:00  
※その他の各競輪場・場外車券売場にもお申し出ください。

公営競技場内の広報について  
主催者：一般財団法人日本財団 公益財団法人  
電話：03-4236-3522 受付時間：9:00～17:00

競輪とオートレースの売上の一部は、機械工業の振興や社会福祉等に役立てられています。

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムの運用及び確実な実施
- ・各店舗における自己申告（家族申告）プログラムのデジタルサイネージを用いた啓発
- ・プログラム未導入店舗への訪問によるプログラム導入の要請

【参考】自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2025年8月末現在）

- ・プログラム導入店舗数及び組合加盟店舗における導入率
  - 自己申告プログラム：307店舗（100%）
  - 家族申告プログラム：301店舗（98.0%）
- ・申告に基づき実施した店舗数
  - 自己申告プログラム：27店舗
  - 家族申告プログラム：38店舗

リーフレットによる制度案内〔愛知県遊技業協同組合〕

## 自己申告・家族申告 プログラム

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！



1日の遊技金額



1ヶ月の来店回数



1日の遊技時間



入店制限

**1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間**

お客様のご希望により、遊技金額、来店回数、遊技時間の中からお選びください。遊技金額、来店回数については、その上限設定値を超えた場合、スタッフが次の来店日にお知らせします。遊技時間については、当日、申込み時間に達したとき、お知らせします。

▶ 申込書を提出

▶ 利用上限に到達

▶ スタッフからお知らせ

**入店制限**

お客様ご自身に入店をしないことを宣言していただき、もし当店への入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをするプログラムです。

**家族申告プログラム(入店制限)**

ご家族からの申込みでお客様(本人)の入店制限をします。このプログラムでは、申込みにあたりお客様(本人)の「同意書あり」と「同意書なし」の2種類があります。もし当店への入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをします。

パチンコ・パチスロは  
適度に楽しむ遊びです。



のめり込みに  
注意しましょう。

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！

## 自己申告・家族申告 プログラムご利用案内

～安心して楽しくお遊びいただくために～

**上手にコントロールして遊びましょう！**

◆パチンコ・パチスロを適度に楽しみたいお客様  
◆ご予算や回数、時間を決めて遊びたいお客様 ◆のめり込みを抑制したいお客様

**自己申告プログラム(上限金額、回数、時間)**

自己申告プログラムは、依存(のめり込み)問題を抱えていると思われるお客様をサポートする仕組みです。お客様が1日に使用する上限金額または1ヶ月の来店回数をお申込みいただき、その上限値を超えた場合、翌来店日にスタッフがお知らせします。また、遊技時間については、ご希望の時間に達したら、お客様にお知らせするプログラムです。

**自己申告プログラム(入店制限)**

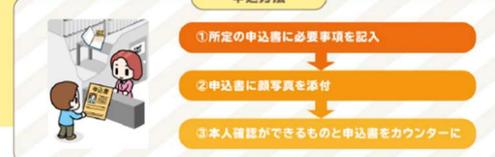
お客様ご自身がパチンコ・パチスロをしないことを宣言する申込書を提出します。お客様の入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをします。

**家族申告プログラム(入店制限)**

お客様のご遊技を制限したいと望んでいるご家族が、本人に代わって入店制限を申込みできます。申込みにあたっては、お客様(本人)の同意書が必要なタイプと、同意書が不要なタイプの2種類があります。お客様の入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをします。

運用分類	自己申告プログラム				家族申告プログラム
	1日の遊技金額	1ヶ月の来店回数	1日の遊技時間	入店制限	入店制限 (同意書あり)・C(同意書なし)のみ適用
告知方法	翌来店日にお声がけ	翌来店日にお声がけ	予定時間に携帯電話等に	入店発見時にお声がけ	入店発見時にお声がけ

**申込方法**



- ① 所定の申込書に必要事項を記入
- ② 申込書に顔写真を添付
- ③ 本人確認ができるものと申込書をカウンターに

※上限金額と回数の申込みは、貯玉会員に限りです。  
※家族申告プログラムには別途必要な書類があります。詳細はスタッフにお尋ねください。  
パチンコ・パチスロ産業21世紀会

### <今後の取組>

- 県内関係事業者において、本人・家族申告によるアクセス制限にしっかりと取り組むとともに、認知度向上のため積極的な周知を行います。
- 県内ぱちんこ業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習において、客がする遊技が過度にわたることがないようにすることは、管理者が積極的に行うべき業務の一つとして指導します。

〔警察本部〕

- ギャンブル等依存症に関する相談窓口において、相談者の状況に応じてアクセス制限制度等を周知します。

〔保健医療局・名古屋市〕

## (2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等

### <現状及び課題>

- 公営競技について、20歳未満の者は投票券購入が禁止されていることから、第2期県計画に示したとおり、県内公営競技施行者は、警備員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、投票券購入禁止に係る取組を着実に実施しています。  
引き続き、20歳未満の者の投票券購入禁止を徹底する必要があります。
- ぱちんこについて、18歳未満の者は利用が禁止されていることから、第2期県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者は従業員による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、利用禁止に係る取組を着実に実施しています。  
引き続き、18歳未満の者の利用禁止を徹底する必要があります。
- なお、本県警察本部においては、風営適正化法に基づく管理者講習等により、18歳未満の者の立ち入り禁止を指導しています。
- 県内関係事業者における20歳未満の者による投票券購入の禁止等に関する取組状況は次のとおりです。

#### ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「地方競馬における20歳未満による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底。
- ・「20歳未満による勝馬投票券購入防止マニュアル」に基づき、20歳未満の者の勝馬投票券購入禁止を場内に周知のうえ、勝馬投票券購入防止のため警備体制を強化
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等をレース開催告知ポスター等に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー掲示、場内モニターで放映等

#### ○JRA 中京競馬場における取組

- ・20歳未満の者と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を、レース開催告知ポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）掲示、競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）に掲載、場内モニターで放映等

#### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

#### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

#### ○名古屋競輪場における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施
- ・20歳未満の者による車券購入禁止のため、ポスターの掲示や場内放送を活用した注意喚起を実施

#### ○豊橋競輪場における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施
- ・20歳未満の者による車券購入禁止のため、ポスターの掲示や場内放送を活用した注意喚起を実施

#### ○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・従業員の巡回、防犯カメラの設置等により、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施

#### ＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券購入の禁止等の強化に取り組みます。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、許可証交付時や管理者講習時に、18歳未満の者の立ち入り禁止に関して指導のうえ、立入り等の機会を活用し、適切な運用を確認します。  
〔警察本部〕

### (3) 営業所内における ATM の撤去等に関する取組

#### <現状及び課題>

- ATM について、第 2 期県計画に示したとおり、県内公営競技場及び場外勝馬投票券等売り場に設置はありません。  
ただし、県内ぱちんこ営業所内には設置されている場合があるため、ATM が設置されている営業所は、順次撤去等が進められています。  
引き続き、ATM の順次撤去等を推進する必要があります。
- 県内ぱちんこ営業所における ATM の設置状況は次のとおりです。

○愛知県遊技業協同組合における設置状況(2025年3月末現在)

・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：43 台（43 店舗）

#### <今後の取組>

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間満了時に契約を更新しないことなどにより、順次撤去等を行えるか検討し、その結果に基づいた取組を実施します。